

家内労働(内職)者に仕事を委託している委託者は、家内労働法により、毎年4月1日現在の状況を4月30日までに「委託状況届」により所轄の労働基準監督署に提出することになっています。

委託状況届

※①～⑪の項目に記入し、右下に委託者の氏名を記載して下さい。

(下部に記入要領があります。)

記入例

①事業の種類 (委託者の事業の種類)	②区分 (どちらかに○)	③営業所の名称	④営業所の所在地											
〇〇製造業	製造・販売 請負業者	株式会社 ○●○●	群馬県前橋市大手町2-3-1 (電話番号) 027-896-4737											
⑤委託業務(内職) の具体的内容	⑥委託地域 (記入例:群馬県前橋市)	⑦家内労働者数					⑧補助者数					⑨代理人数		
		男	うち18才未満	女	うち18才未満	計	うち18才未満	男	うち18才未満	女	うち18才未満		計	うち18才未満
部品の組立	群馬県前橋市	1	0	2	0	3	0	0	0	1	1	1	1	0
		家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者					委託者と家内労働者の間にいる者							
合計		1	0	2	0	3	0	0	0	1	1	1	1	0

⑩家内労働者の類型別		
専業	家内労働者	名
	補助者	名
内職	家内労働者	3名
	補助者	1名
副業	家内労働者	名
	補助者	名
合計	家内労働者	3名
	補助者	1名

⑪委託業務における危険有害業務の有無 (該当するものがあれば記入)							
内容	計	性別		類型別			具体的業務名
		男	女	専業	内職	副業	
1 プレス機械・型付け機・型打ち機など	1	1			1		プレス成型
2 有機溶剤(シンナーなど)							
3 鉛又は鉛化合物使用(ハンダ付けなど)							
4 粉じんを発生する作業							
5 動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)							
6 木工機械							
7 火薬類							
8 1～7までの作業を除く危険有害業務							

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

群馬労働局長 殿

委託者 氏名

群馬 太郎

- 記入要領:
- ①「事業の種類」欄には委託者の事業の種類を記入してください。
 - ②「区分」欄は、事業内容が製造・販売か請負業者かの別により○印を付してください。
 - ⑩「家内労働者の類型別」欄の「専業」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族とともに従事しているものです。「内職」とは、主婦や高齢者など世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に家内労働に従事しているものです。「副業」とは、他に本業を有する世帯主が、本業とは別に、単独又は家族とともに家内労働に従事するものです。
 - ⑧「補助者」とは、家内労働者の同居の親族で、家内労働者の従事する業務を補助するものです。
 - ②⑩⑪の部分は、法定外記載事項ですが、県内の家内労働者の状況を把握するうえで重要な資料としておりますのでご記入をお願いします。

⑪委託業務における危険有害業務の詳細

内容	危険有害作業	対象業種
1 プレス機械・型付け機・型打ち機など	プレス機、研削盤、シャー、旋盤、ボール盤、フライス盤、バフ盤、型付け機、型打ち機など	金属製品製造、金属洋食器製造、プラスチック製品製造、皮革製品製造（靴・靴等）、刃物製造、汎用内燃機関製造、給水栓製造など
2 有機溶剤（シンナーなど）	接着、塗装、洗浄、拭き上げなど	皮革製品製造（靴・靴等）、人形製造、木製品製造、印刷など
3 鉛又は鉛化合物使用（ハンダ付けなど）	はんだ付け、ウレタン皮膜の除去、鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け、鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗、施塗・絵付けを行ったものの焼成・焼入れなど	電気機械配線部品製造、車両用電気配線部品製造、陶磁器の製造、刃物製造など
4 粉じんを発生する作業	土石、岩石、鉱物、金属、炭素など	い草製造、ガラス製造、炭素製品製造、皮革製品製造（靴・靴等）、金属食器製造、刃物製造
5 動力により駆動される機械（ミシン・編み機など）	織機、編み機、工業用ミシン、裁断機、合・撚糸機など	織物製造、編み物製造、衣料品製造、皮革製品製造（靴・靴等）など
6 木工機械	丸のこ盤、手押しかな盤、面取り盤、木工サンダー、バンドソーなど	家具製造、人形製造、木製品製造など
7 火薬類	火薬類を使用する作業など	がん具花火製造など
8 1～7 までの作業を除く危険有害業務	ハンドプレス、ハンドドリル、ハンマー、スパナ・レンチ、ヤスリ、電気溶接、ガス溶接など	輸送用機械器具・部品製造、電子・電気部品製造、金属製品製造、プラスチック製品製造、照明器具製造など